

当初・変更

工事執行機関 41360 南会津建設事務所

入 札（ 見 積 ） 執 行 調 書 入 札（ 契 約 ） 結 果 書

年災		事項		契約	平成29年12月8日
工事番号	17-41360-0230	工 事 名	積算委託（道整・交付）	着工	平成29年12月11日
入札執行年月日	平成29年12月8日	発注種別	90 その他	完成	平成30年2月15日
審 議 番 号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道121号				予 定 価 格
工事箇所 自	南会津郡南会津町糸沢地内				1,756,080
至	今泉跨線橋				
工 事 概 要	積算委託 N = 1 件				

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
900013050 一般財団法人 ふくしま市町村 支援機構	福島市 中町7-17		
	(1) 1,490,000	(2)	
	(3)	(4)	1,609,200
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記 1 の工事の積算である。

この業務について、下記 2 により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記 3 以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとともに、県財務規則施行通達第 269 条関係 1－(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約としたい。

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 橋梁補修工事
- (2) 路・河川等名 国道 121 号
- (3) 工事箇所名 南会津郡南会津町糸沢地内 今泉跨線橋

2 随意契約の理由

(1) 積算業務の性格

- ① 積算業務を行うに当たっては、県が定める「標準積算基準」によることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ② 積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
- ③ 発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 対象工事の特殊性

当該業務の対象は橋梁補修工事であり、積算に関しては高度かつ豊富な知識、経験が必要とされ、「入札等制度改革に係る基本方針」に掲げる特殊な工事に該当する。

3 単独見積りの理由及びその相手方

一般財団法人ふくしま市町村支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。